

平成20年11月25日(火)からあなたの住所の表し方が変わります

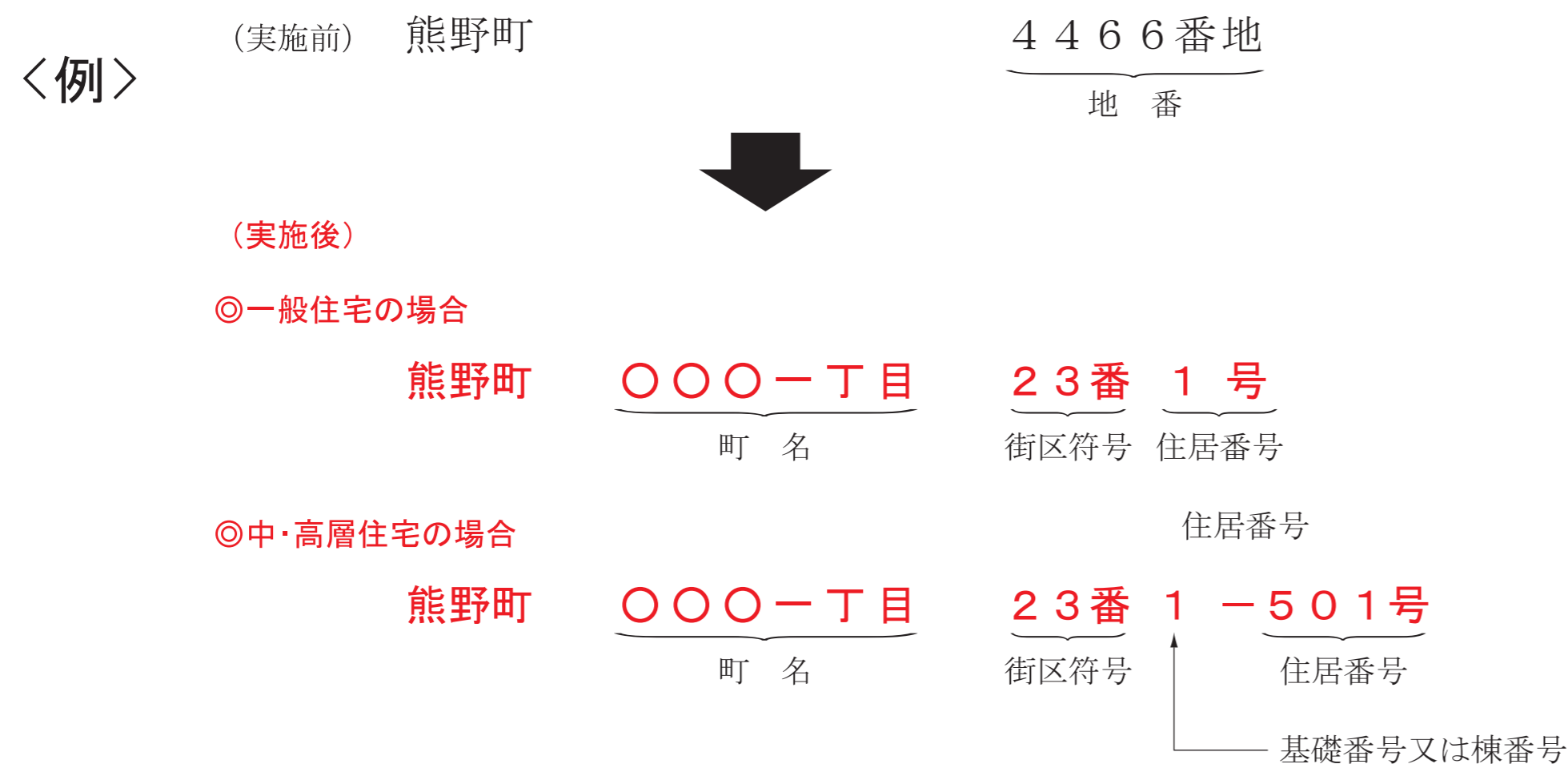
みなさんの住所をわかりやすくするため、**11月25日(火)**からあなたの住所の表示が同封の通知書のとおり**変わ**ります。実施当初は若干の不便をお感じになることがあろうかと存じますが、この資料をご覧の上ご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

住居表示についてのお問い合わせは
熊野町 総務部 地域振興課へ
☎ (082) 820-5602

あなたの住所の表し方が次のようになります

◎住居表示を実施する区域 **熊野町〇〇〇一丁目23番1号**
(街区符号と住居番号を使用)

1 新しい住所の表し方は……



2 本籍と不動産の表し方は……

〈例〉

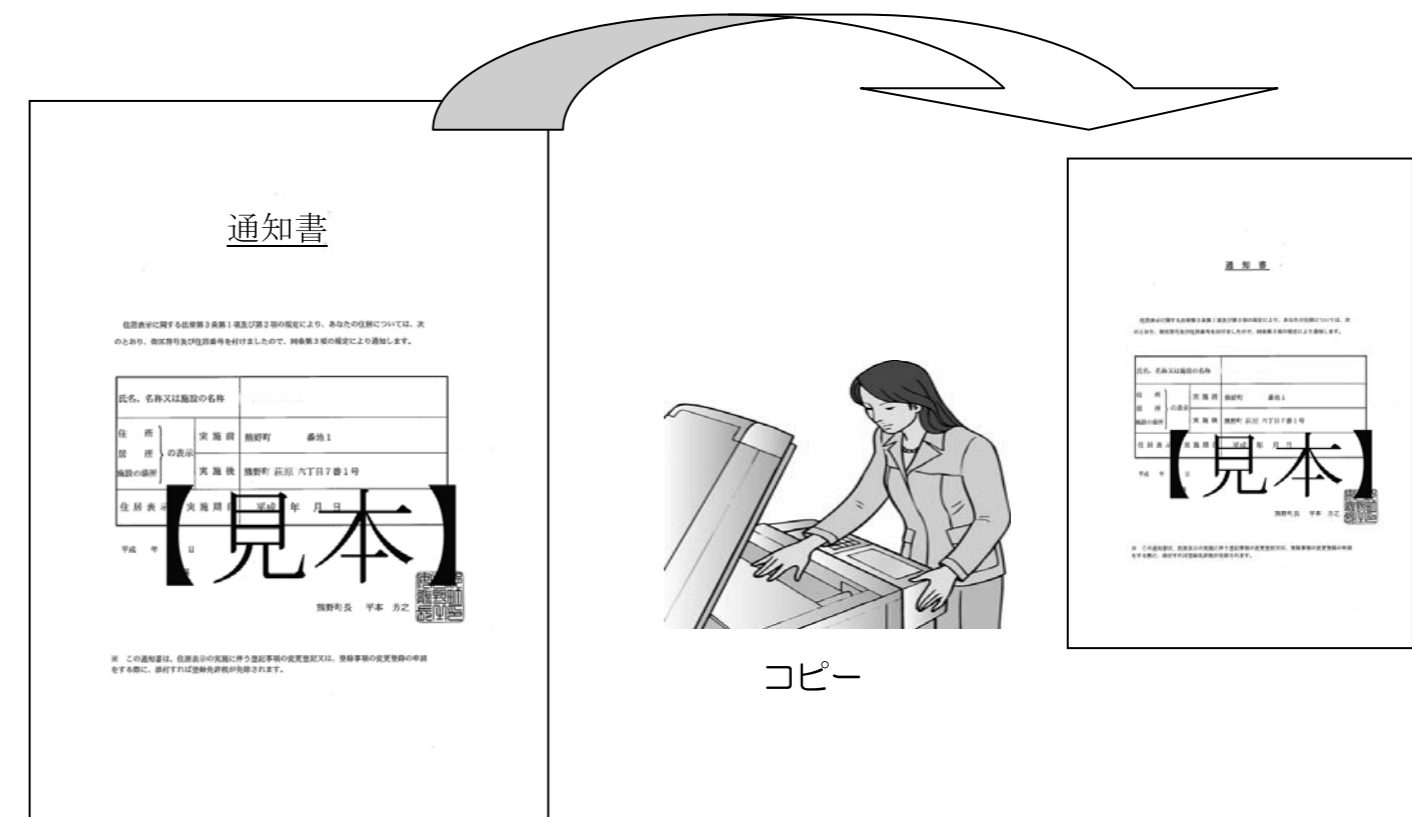
表示	実施する前	実施した後	備考	お問い合わせ先	TEL
住所	熊野町4466番地	熊野町〇〇〇一丁目23番1号	〇〇〇一丁目と街区符号、住居番号を使います。	地域振興課	820-5602
本籍	熊野町4466番地	熊野町〇〇〇一丁目4466番地	〇〇〇一丁目と今までの地番を使います。	住民課 (住民G)	820-5604
土地・建物 (登記)	熊野町字△△4466番地	熊野町〇〇〇一丁目4466番地	〇〇〇一丁目と今までの地番を使います。	税務課 (固定資産税G)	820-5603

証明書について

■住居表示変更の証明書について

同封の通知書が、11月25日以降より住居表示証明書となりますので大切に保管してください。

なお、提出先によっては通知書をコピー(感熱紙コピーは不可)したのも、証明書として利用することもできます。



○通知書を紛失された場合

11月25日以降の開庁時間内(平日8:30~17:30)に、役場地域振興課(Tel 820-5602)で、住居表示の証明書を無料で発行いたします。

誰でも申請できますが、申請の際に、申請者の氏名・住所と、必要な方の氏名・新住所(又は旧住所)を申請用紙に記載していただきます。

■戸籍表記変更の証明書について

運転免許証等で、本籍欄の変更がある方は、後日、役場住民課(Tel 820-5604)より戸籍の筆頭者様宛に、郵送で「変更のお知らせの文書」が届きます。これを本籍変更の証明書として11月25日以降に、警察署等へ提示ください。紛失の場合は、住民課で、再発行します。